

いちランチ販売に係る注意事項

2025.03

販売商品について

- ・販売商品は、その場で調理を要しない食品に限ります。
- ・販売商品は調理後、4時間以内に喫食できるようものにしてください。必要に応じて消費期限を表示してください。
- ・販売する商品については、移動時間も含め温度管理を徹底し、細菌の繁殖、増殖の危険性が高い温度帯（10℃～60℃）になる時間をなるべく短くするよう努めていただくようお願いいたします。なお、市役所が、温度の確認をすることはございません。

生野菜の扱いについて

- ・お弁当に生野菜を使用することは原則不可とします。
- ・但し、個包装されたサラダについては下記条件を満たせば可能とします。
 - 製造者が、改正食品衛生法の飲食店営業許可、またはそうざい製造業の許可をうけていること。
 - 製造、運搬、販売時において温度管理を含め、HACCPを取り入れた衛生管理を徹底すること。
 - 包装に消費期限を明示すること。

販売方法について

- ・消費者に販売する際は対面で行ってください。
- ・販売時間は午前11時30分から午後1時30分です。なお、売り切れ次第、販売を終了していただくことは可能です。
- ・販売スペースの準備、清掃、後片付けを含め各自事業者で行ってください。
- ・販売した弁当のうち、7階キッチン及び休憩スペースで出されたゴミについては、各事業者の持ち帰りとなりますので、販売場所にゴミ箱を設置してください。
- ・保管や販売において、冷蔵庫及び冷凍庫を使用する場合は、健康都市推進課にご相談ください。

上記内容について、ご不明な点がございましたら、健康都市推進課までお問い合わせください。

【担当】

市川市企画部健康都市推進課

TEL) 047-712-8642

mail) healthcity@city.ichikawa.lg.jp